

第一条関係

改正案			現 行		
知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 別表（第二条関係）			知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例 別表（第二条関係）		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ↳ 94	(略)	(略)	1 ↳ 94	(略)	(略)
	景観法（平成十六年法律第百十号。以下この項において「法」という。） 埼玉県景観条例（平成十九年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。） 並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第十六条第一項及び第二項の規定による届出の受理 2 法第十六条第三項の規定による勧告 3 法第十六条第五項の規定による通知の受理 4 法第十六条第六項の規定による協議 5 法第十七条第一項及び第五項の規定による命令 6 法第十七条第四項の規定による期間の延長及び通知 7 法第十七条第六項の規定による措置及び公告 8 法第十七条第七項の規定による報告の徴	加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩		景観法（平成十六年法律第百十号。以下この項において「法」という。） 埼玉県景観条例（平成十九年埼玉県条例第四十六号。以下この項において「条例」という。） 並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第十六条第一項及び第二項の規定による届出の受理 2 法第十六条第三項の規定による勧告 3 法第十六条第五項の規定による通知の受理 4 法第十六条第六項の規定による協議 5 法第十七条第一項及び第五項の規定による命令 6 法第十七条第四項の規定による期間の延長及び通知 7 法第十七条第六項の規定による措置及び公告 8 法第十七条第七項の規定による報告の徴	行田市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、

改正案			現行		
95	徴収及び立入検査 9 法第十八条第二項の規定による期間の短縮 10 条例第七条第二項ただし書及び第十条第一項の規定による認定 11 条例第八条第一項及び第十三条第二項の規定による指導及び助言 12 条例第八条第二項及び第十条第二項の規定による通知 13 条例第九条第一項の規定による公表 14 条例第九条第二項の規定による意見の機会の付与 15 条例第十一条第二項の規定による意見の聴取 16 条例第十二条の規定による報告の徴収 17 1から16までに掲げるもののほか法及び条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町	95	収及び立入検査 9 法第十八条第二項の規定による期間の短縮 10 条例第七条第二項ただし書及び第十条第一項の規定による認定 11 条例第八条第一項及び第十三条第二項の規定による指導及び助言 12 条例第八条第二項及び第十条第二項の規定による通知 13 条例第九条第一項の規定による公表 14 条例第九条第二項の規定による意見の機会の付与 15 条例第十一条第二項の規定による意見の聴取 16 条例第十二条の規定による報告の徴収 17 1から16までに掲げるもののほか法及び条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
96 5 113	(略)	(略)	96 5 113	(略)	(略)
一	(略)	(略)	一	(略)	(略)

改正案			現 行		
114	<p>二 条例に基づく事務のうち、条例第八条第一項の規定による申請、条例第八条第二項の規定による免許証の再交付並びに条例第八条第三項、第九条及び第十条第三項の規定による免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為（<u>電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等又は埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年埼玉県条例第十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同条例第二条第八号に規定する申請等をいう。）に係るものを除く。</u>）</p>	<p>さいたま市、川越市、川口市、越谷市</p>	114	<p>二 条例に基づく事務のうち、条例第八条第一項の規定による申請、条例第八条第二項の規定による免許証の再交付並びに条例第八条第三項、第九条及び第十条第三項の規定による免許証の返納に係る書類の受理、送付その他の行為</p>	<p>さいたま市、川越市、川口市、越谷市</p>
115 ～ 117	(略)	(略)	115 ～ 117	(略)	(略)